



4 月 号

第146号 2024年4月8日

発行人
一般社団法人四日市労働基準協会

四日市市西浦一丁目1-10

TEL 059 - 353 - 3910

FAX 059 - 352 - 1311



新年度のご挨拶

一般社団法人 四日市労働基準協会
会長 山崎 長 徳

日頃は当協会の運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。
心より厚く御礼を申し上げます。

まず、元日に発生しました能登半島地震により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された多くの皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、昨年 of 日本経済を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症による制限がほぼ無くなり、経済活動の正常化が進んだ1年でした。

昨年5月に新型コロナ感染症の分類が5類感染症に変更され、それまで行われていた入国制限などの規制も撤廃されました。ようやく様々な活動が通常に戻り、国際交流の再開も本格化してきたという感じがしております。

企業活動についても、サプライチェーンが正常化したことで、自動車産業を中心に生産の回復がみられました。人手不足の深刻化を背景に省力化などに向けたデジタル投資が活発に実施されているほか、高水準の企業収益を支えに設備投資も増加する見通しであります。

昨年の春闘では、賃上げ率がバブル期以来30年ぶりの高さとなりました。

最低賃金につきましては、新型コロナの影響で経済状況が悪化して1円の引き上げの年度もありましたが、2023年度における賃金上げ幅は全国平均で43円となり、過去最高を更新し、初めて全国加重平均額が1,000円を上まわりました。

さらに、11月には日経平均株価がバブル期以来の最高値をつけ、現在も最高値を更新しております。

この様に明るい兆しが見える中で新年度を迎えましたが、当協会は安全と安心を基調とした持続性のある発展に向け、会員等の懸案事項にも積極的に取組み、そのご期待にこたえてまいりたいと考えております。

今後とも、会員各位の変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。



着任のご挨拶

四日市労働基準監督署長

三浦かをり

このたび、4月1日付け人事異動により、四日市労働基準監督署長を拝命いたしました。私は、今年3月まで茨城県内で勤務していましたが、その前は京都、大阪、和歌山、兵庫に住んでいましたので、三重県は身近に感じておりました。

さて、今年4月1日は、自動車運転者などの時間外労働の上限規制が適用される、労働条件の明示事項が追加される、裁量労働制の協定事項や決議事項が追加される、ということがあります。労働基準法関係では、例年になく、規制が適用されるようになる事項が多く、企業経営への影響があると思われまます。

安全衛生関係では、令和4年2月及び5月の法令等の改正により、これまで特定化学物質障害予防規則等の特別規則の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度が今年4月から全面施行されます。

四日市労働基準監督署では、法令や制度の改正について、会員企業のみなさまに、的確な情報提供を行ってまいります。

また、令和6年度は第14次労働災害防止計画の2年目となりますが、四日市労働基準監督署管内の令和5年の労働災害の発生状況（速報値、令和6年2月末現在）は、死亡災害は減少、休業4日以上死傷災害は0.2%減少となっており、会員の皆様の取り組みの成果であると思ひます。しかしながら、休業4日以上死傷者数を777人未満にすることを目標とした「チャレンジアンダー777ほくせい推進運動」の目標達成には至りませんでしたので、引き続き、労働災害防止対策の徹底が求められます。

さらに、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の格差の是正に向けて、同一労働・同一賃金制について、労働基準監督署による調査結果を踏まえ、基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な企業等について、文書で指導を行い、経営者に対応を求めるなど、その施行を徹底する」こととされ、賃金引上げに向けた環境整備や同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた取組にも対応することとしております。

以上のような行政の円滑な推進につきまして、一般社団法人四日市労働基準協会員の皆様をはじめ、管内事業場の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様の益々のご発展を祈念申し上げ、着任のご挨拶とさせていただきます。

賃上げに取り組む経営者の皆様へ ～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制を強化！

【大・中堅企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除※1

【中小企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除※1

<適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度>

(個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象)

必須要件（賃上げ要件）

上乗せ要件①

教育訓練費※2

上乗せ要件②（新設）

子育てとの両立・女性活躍支援※3

・適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主※4

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3%	10%
+ 4%	15%
+ 5%（新設）	20%
+ 7%（新設）	25%

前年度比 + 10%
⇒ 税額控除率を
5%上乗せ

プラチナくるみ
or
プラチナえるぼし
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

大企業向け

・適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主※5

(その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。)

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3%	10%
+ 4%	25%

前年度比 + 10%
⇒ 税額控除率を
5%上乗せ

プラチナくるみ
or
えるぼし三段階目以上
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中堅企業向け（新設）

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 1.5%	15%
+ 2.5%	30%

前年度比 + 5%
⇒ 税額控除率を
10%上乗せ

くるみ以上
or
えるぼし二段階目以上
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中小企業向け

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※6（新設）

※1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※2 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※3 プラチナくるみ認定、プラチナくるみプラス認定及びプラチナえるぼし認定については、適用事業年度終了の日において認定を取得している場合、くるみ認定、くるみプラス認定及びえるぼし認定（二段階目～三段階目）については、適用事業年度中に認定を取得した場合が対象。ただし、**くるみ認定及びくるみプラス認定については、令和4年4月1日以降の基準を満たしたくるみ認定を取得した場合に限り、適用可能。**（詳細については、今後HP（右下QRコード）に掲載予定。）

※4 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。**それ以外の企業は不要。

※5 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。**

※6 未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、**未控除額が発生した年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。**また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

本紙内容は令和5年12月の政府決定時点のもので、今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更となる可能性があります。

詳細については、租税特別措置法等が成立し制度内容が確定し次第、令和6年5月頃を目途にHP（右記QRコード）に公表します。

大企業向け
中堅企業向け
はこちら

中小企業向け
はこちら



道路貨物運送業における労働災害防止にご協力をお願いします！！

令和5年、当署管内の道路貨物運送業においては、休業4日以上¹の死傷者数が103人となり、1件死亡災害も発生しました。(令和6年1月末日速報値)

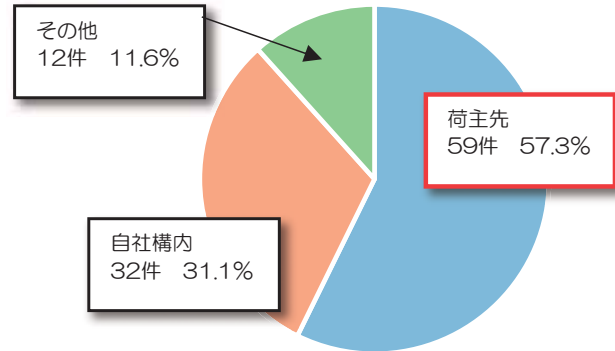
その災害発生場所を見ると、**6割近くが荷主先で発生**しています。(右グラフ参照。)

【災害事例】

- ① 荷主先で、荷役作業中に、トラックの荷台から墜落した。
- ② 荷主先構内を移動中に転倒した。

荷主先での労働災害を防止するためには、荷主企業の協力が必要不可欠ですので、以下の取り組みをお願いいたします。

令和5年道路貨物運送業 災害発生場所別災害発生状況



労働者死傷病報告（令和6年1月末日速報値）

荷役作業の安全対策ガイドラインの概要 ～ 荷主等が実施すべき労働災害防止のポイント～

- 荷役作業の担当者の指名
荷主等事業場の安全管理者等から、**荷役作業の担当者を指名し、陸運事業者と荷役作業に係る連絡調整**や、陸運事業者と連携した荷役作業の労働災害防止対策に関する事項を行わせること。
- 陸運事業者との安全衛生協議組織の設置
反復・定例的に荷の運搬を発注する**陸運事業者と合同の安全衛生協議組織を設置**し、労働災害防止対策に係る協議や、**合同で荷役作業場所の巡視**を行うこと。
- 余裕を持った着時刻の設定
荷役時間、荷待時間、運転者の休息期間等を考慮しない荷の着時刻指定は、安全な作業手順の省略につながるおそれがあるため、**着時刻の指定については、余裕を持った設定（弾力的な設定）**とすること
- 荷役作業場所の作業環境の整備
荷の積み下ろしや荷役運搬機械等を使用するための**必要な広さの確保、床の凹凸等の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、可能な限り雨風が当たらない作業場所の確保、安全な通路の確保等、安全に荷役作業ができる状況を保持**すること。
- 墜落・転落防止のための施設等の用意
荷主等が管理する作業場所について、可能な限り、**プラットフォーム等、墜落・転落防止のための施設、設備を用意**すること。
また、**荷主等が管理する施設において、可能な限り、施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置**すること。
- **フォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、**作業者の見やすい場所に掲示すること。
- 荷役作業場所の**段差をなくす、手すりの設置、床面の防滑化**を図ること。
- **荷姿、荷の重量等について、作業者の負担を軽減するように配慮**すること。
- パレットの損壊による崩壊・倒壊、踏み抜き等を防止するために、**パレットの破損状況の確認及び修繕**を図ること。



☆ 荷役作業に係る法改正の注意事項

令和6年2月1日から、荷を積み下ろす作業におけるテールゲートリフターの操作を行う労働者に対して、特別教育を実施することが義務付けられています。

このことは、業種が限定されていませんので、荷主等の労働者が荷を積み下ろす作業を行う際に、テールゲートリフターの操作を行う場合も、特別教育の受講が必要となります。

改正内容の詳細は、厚生労働省ホームページでご確認ください。

熱中症予防対策は早めに対応をお願いします！！

令和5年、当署管内では、休業4日以上の中熱症災害が6件発生しました。(令和6年1月末日速報値)
業種別では、製造業や建設業だけでなく、運送業や第三次産業でも多く発生しています。

気象庁の発表によると、今夏も猛暑になることが予想されています。

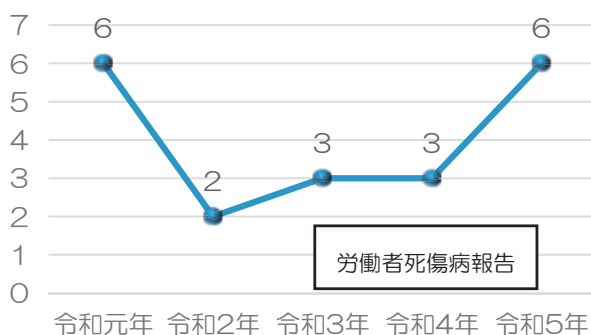
職場における熱中症災害を発生させないよう、早めに万全の対策を講じていただくようお願いします。

【令和5年の熱中症災害事例】

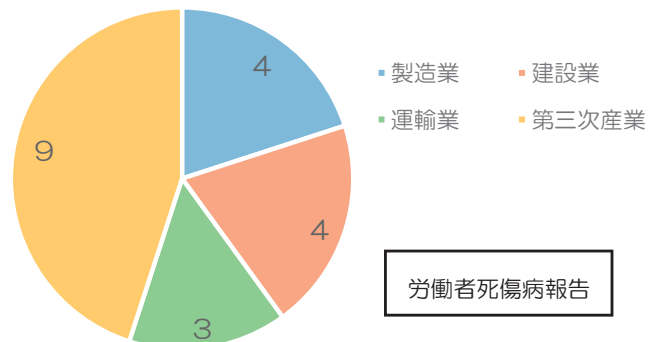
	月	業種	概要
1	7月	運送業	荷主先で、荷役作業中、突然、その場に倒れこんだ。同僚が発見し、救急搬送され、熱中症と診断された。
2	7月	ゴルフ場	キャディーとしてラウンドを回っていたところ、体調が悪くなり、控室で休んでいたが症状が改善されず、救急搬送され、熱中症と診断された。
3	7月	建設業	現場内で埋設物調査を行っていたところ、眩暈がしたので、水分補給しながら休憩していたが、症状が改善されず病院へ行ったところ熱中症と診断された。
4	7月	運送業	自社構内の炎天下の場所で、パレットの片づけ作業を行っていたが、途中で気分が悪くなり救急搬送され、熱中症と診断された。
5	8月	製造業	ライン作業に従事していたところ、体調不良となり、終業後には全身に痺れが発生したため、救急搬送され、熱中症と診断された。
6	8月	社会福祉施設	施設内の高温多湿な部屋で作業していたところ、体調が悪くなり、休憩していたが症状が改善せず、病院へ行ったところ熱中症と診断された。

【令和元年以降の熱中症災害の状況】

熱中症災害発生状況の推移



業種別熱中症災害発生状況



令和5年 労働災害発生状況（休業4日以上之死傷者数）

四日市労働基準監督署
令和6年2月末現在

業種	年別	令和4年		令和5年		対前年比			
		死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡		死傷	
						人数	%	人数	%
合計		5	826	2	824	-3人	-60.0%	-2人	-0.2%
製造業	食料品業		65		65			±0人	±0.0%
	繊維工業		3		1			-2人	-66.7%
	衣服その他繊維		1		3			+2人	+200.0%
	木材・木製品		3		1			-2人	-66.7%
	家具・装備品		1		1			±0人	±0.0%
	パルプ・紙加工品		1		7			+6人	+600.0%
	印刷・製本				1			+1人	
	化学工業	1	27		13	-1人	-100.0%	-14人	-51.9%
	窯業土石製品		22		20			-2人	-9.1%
	鉄鋼業		12		9			-3人	-25.0%
	非金属製品			35		27		-8人	-22.9%
	一般機械器具		26		20			-6人	-23.1%
	電気機械器具		17		12			-5人	-29.4%
	造船業		1		1			±0人	±0.0%
	造船業以外の輸送用機械等		19		18			-1人	-5.3%
	電気・ガス・水道業		1					-1人	-100.0%
	自動車整備・機械修理業		3		4			+1人	+33.3%
	上記以外の製造業		8		8			±0人	±0.0%
	小計	1	245		213	-1人	-100.0%	-32人	-13.1%
鉱業	採石業		1		1			±0人	±0.0%
	上記以外の鉱業				1			+1人	
	小計		1		2			+1人	+100.0%
建設業	土木工事	2	24		23	-2人	-1	-1人	-4.2%
	木造家屋建築工事		7		8			+1人	+14.3%
	木造家屋以外の建築工事		32	1	39	+1人		+7人	+21.9%
	その他の建設業	2	31		26	-2人	-1	-5人	-16.1%
	小計	4	94	1	96	-3人	-75.0%	+2人	+2.1%
運輸業	旅客運送業		8		9			+1人	+12.5%
	道路貨物運送業		105	1	103	+1人		-2人	-1.9%
	港湾運送業		2		2			±0人	±0.0%
	上記以外の運送業		17		18			+1人	+5.9%
	小計		132	1	132	+1人		±0人	±0.0%
第一次産業	林業				2			+2人	
	農業・畜産業		11		11			±0人	±0.0%
	水産業								
小計		11		13			+2人	+18.2%	
第三次産業等	商小売業		99		85			-14人	-14.1%
	うち新聞販売業		15		8			-7人	-46.7%
	上記以外の商業		27		28			+1人	+3.7%
	通信業		11		12			+1人	+9.1%
	保健衛生業		60		62			+2人	+3.3%
	医療保健業・その他		19		20			+1人	+5.3%
	接客業		2		5			+3人	+150.0%
	旅館業		24		40			+16人	+66.7%
	飲食店		16		12			-4人	-25.0%
	ゴルフ業		11		11			±0人	±0.0%
	上記以外の接客娯楽業		8		10			+2人	+25.0%
	清掃業		13		17			+4人	+30.8%
	ビルメンテナンス業		7		8			+1人	+14.3%
	産業廃棄物処理業		8		12			+4人	+50.0%
	上記以外の事業		38		46			+8人	+21.1%
小計		343		368			+25人	+7.3%	

資料出所 四日市労働基準監督署「死亡災害報告・労働者死傷病報告」 注:死亡者数は内数であらわしたものの。

【令和5年の休業4日以上災害発生状況の概要】

令和5年、四日市労働基準監督署では、休業4日以上之死傷者数を777人未満にすることを目標とした「チャレンジングー777ほくせい推進運動」を展開してきましたが、令和6年2末日現在で、休業4日以上之死傷者数が824人と、ほぼ前年並みとなり、目標達成には至りませんでした。

休業災害の発生は、労働者の士気・意欲の低下を招き、生産性の悪化にもつながります。

令和6年度は、会員事業場の各社が無災害を達成できるよう、今一度、事業場の安全衛生管理状況を見直し、安全衛生管理活動の活性化を図りましょう。

講習・教育

協会のうごき

開催月日		種 別	修了者数 ()内 申込定員
月	日		
1	11	保護具着用管理責任者教育	47
	12～13	産業用ロボットの教示等の業務特別教育	22
	16～17	職長等教育（建設業を除く）	32
	19	保護具着用管理責任者教育	50
	23～24	職長・安全衛生責任者教育	19
	26～27	産業用ロボットの教示等の業務特別教育	38
2	2	低圧電気取扱業務特別教育	59
	6	化学物質管理者研修（製造事業場以外の事業場）	50
	7	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	55
	9	保護具着用管理責任者教育	50
	14～15	職長等教育（建設業を除く）	31
	16～18	アーク溶接等業務特別教育	34
	20	K Y T実践研修	32
	26	保護具着用管理責任者教育	50
3	27～28	安全管理者選任時研修	28
	1・3	クレーン運転業務特別教育	37
	5	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育	51
	6	化学物質管理者研修（製造事業場以外の事業場）	41
4	7～8	職長等教育（建設業を除く）	31
	3・4・5	新入者安全衛生教育	(135)
	10～11	職長等教育（建設業を除く）	(32)
	25	化学物質管理者研修（取扱）	(50)
5	26	保護具着用管理責任者教育	(50)
	22	保護具着用管理責任者教育	(50)
	24・26	クレーン運転業務特別教育	(40)
6	28～29	職長等教育（建設業を除く）	(32)
	1	自由研削用といしの取替え等業務特別教育	(36)
	4～5	安全管理者選任時研修	(48)
	7	低圧電気取扱業務特別教育	(60)
	10～12	第一種衛生管理者免許試験準備講習	(40)
	14～15	産業用ロボット教示等業務特別教育	(38)
	24	化学物質管理者研修（取扱）	(50)
	25	保護具着用管理責任者教育	(50)
27～28	職長等教育（建設業を除く）	(32)	

開催月日		事 項	場 所
月	日		
1	10	安全祈願祭	伊勢神宮
	30	安全衛生セミナー（2023年度第2回）	当協会会議室
2	1	正副委員長会議（2023年度第4回）	当協会応接室
	〃	編集委員会（2023年度第4回）	〃
	22	労務管理講習会	当協会会議室
4	15	会計監査	当協会応接室
	17	総務委員会（第1回）	当協会会議室
	19	安全衛生委員会（第1回）	当協会会議室
	23	理事会（第1回）	当協会会議室
5	9	正副委員長会議（第1回）	当協会応接室
	〃	編集委員会（第1回）	〃
	17	2024年度定時総会	都ホテル 四日市
	〃	理事会（第2回）	〃

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

春の連続休暇には、
ココロとカラダ、リフレッシュ。

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署
働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
年次有給休暇取得促進特設サイト

会員事業場のご紹介

「自律的な安全活動で、仲間と創る安全文化を目指して」

中部電力パワーグリッド株式会社 四日市支社

<会社紹介>

当社は、2020年4月、送配電事業会社として、中部電力株式会社から分社化して誕生し、愛知県、三重県、岐阜県、静岡県、長野県に事業場を持ち送配電事業を行っています。

その中で、四日市市と菰野町を管轄区域として、四日市市北条町に四日市営業所を置き地域のみなさまと共に歩んできましたが、2023年4月、組織見直しにより三重県の北勢地域を一つに統轄する組織として、新たに四日市支社として歩みを進めております。



<安全への取り組み>

当社は、安全・健康を第一に「すべてのケガは防ぐことができる」「生涯にわたって健康であり続ける」との揺るがない信念を持ち、日々安全へ取り組んでいます。

(1) 安全行動を褒める取り組み

無災害や無事故・無違反を継続している従業員・取引会社・取引会社従業員の安全行動を褒める仕組みを構築し、安全意識が向上するよう取り組んでいます。



(2) 安全パトロールの実施

管理職を中心とした安全パトロールを実施し、作業現場の安全環境向上に努めています。また、合同安全パトロールでは、四日市支社内各業務部門が出席することにより、第三者視点からの新たな気づきの発見を目指しています。



(3) 通勤経路の危険箇所確認と上長との対話

転勤時期に合わせて、通勤経路の危険箇所確認を全従業員が実施し、上長と対話することにより通勤途上災害削減と安全意識向上に取り組んでいます。

(4) 他支社災害の自分事化

社内他支社で発生した災害・車両事故情報と再発防止対策を共有することで、類似災害の防止に取り組んでいます。

今後も自律的な安全活動で、災害を1件も発生させないという強い信念をもって取り組みを継続してまいります。